

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定事務所登録機関への手数料の納付等） 第 6 条 知事が、法第26条の 3 第 1 項の規定に基づき同項に規定する事務所登録等事務を行わせる者として指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合において、法第23条第 1 項又は第 3 項の規定による<u>一級建築士事務所</u>の登録を受けようとする者<u>にあつては第 8 条第 5 号の手数料を、これらの規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者にあつては同条第 6 号の手数料を、</u>当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。 2 [略] （手数料の徴収） 第 7 条 登録申請者、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者、受験者及び法第23条第 1 項又は第 3 項の規定により<u>一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所</u>の登録を受けようとする者から、手数料を徴収する。 （手数料の額） 第 8 条 手数料の額は、次のとおりとする。 （1）～（4） [略] （5） <u>一級建築士事務所</u>の登録手数料 1 件 <u>16,000円</u> （6） <u>二級建築士事務所又は木造建築士事務所</u>の登録手数料 1 件 <u>11,000円</u>	（指定事務所登録機関への手数料の納付等） 第 6 条 知事が、法第26条の 3 第 1 項の規定に基づき同項に規定する事務所登録等事務を行わせる者として指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合において、法第23条第 1 項又は第 3 項の規定による<u>建築士事務所</u>の登録を受けようとする者は、<u>第 8 条第 5 号の手数料を当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。</u> 2 [略] （手数料の徴収） 第 7 条 登録申請者、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者、受験者及び法第23条第 1 項又は第 3 項の規定による<u>建築士事務所</u>の登録を受けようとする者から、手数料を徴収する。 （手数料の額） 第 8 条 手数料の額は、次のとおりとする。 （1）～（4） [略] （5） <u>建築士事務所</u>の登録手数料 1 件 <u>23,000円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。